

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第29号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>（加入の手続）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）第2条第1項第6号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、第4号に掲げる書類を添付することを要しない。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し</u></p> <p>（掛金の納付の猶予）</p> <p>第9条 条例第7条の規定による掛金の納付の猶予は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し4箇月を超えない範囲内において行うものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年<u>3月</u>鳥取県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（加入の手続）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（掛金の納付の猶予）</p> <p>第9条 条例第7条の規定による掛金の納付の猶予は、次の各号の<u>一に</u>該当する者に対し4箇月を超えない範囲内において行うものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> |

(脱退一時金の請求の手続)

第14条の2 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

- (1) 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)
- (2) 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)

(届出)

第16条 略

2及び3 略

4 第1項第2号に掲げる心身障害者等死亡届には、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者(以下この項において「心身障害者等」という。)の住民票の写し(心身障害者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により心身障害者等に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

5 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

様式第3号(第4条、第5条関係)

加入等申込書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入(における口数追加を)したいので、鳥取県心身障害者扶養共

(脱退一時金の請求の手続)

第14条の2 略

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる場合にあっては当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合 戸籍抄本
- (2) 心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合 戸籍抄本

(届出)

第16条 略

2及び3 略

4 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。

様式第3号(第4条、第5条関係)

加入等申込書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入(における口数追加を)したいので、鳥取県心身障害者扶養共

済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定により関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号  
申込者 住所  
氏名 ㊟

略

略

備考 次の書類を添付すること。

- 1 障害証明書
- 2 申込者告知書
- 3 保護者証明書
- 4 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し

(注) 1 略

2 4の書類については、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要がありません。

3 年金管理者を指定する場合には、年金管理者指定届を併せて提出してください。

4 略

様式第17号の2（第14条の2関係）

脱退一時金給付請求書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退（の口数を減少）したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ㊟

略

備考 次の書類を添付すること。（1及び2については2部）

- 1 加入者の住民票の写し（加入者の氏名が知

済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定により関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号  
申込者 住所  
氏名 ㊟

略

略

備考 次の書類を添付すること。

- 1 申込者告知書
- 2 障害証明書

3 年金管理者指定届

(注) 1 略

2 略

様式第17号の2（第14条の2関係）

脱退一時金給付請求書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退（の口数を減少）したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ㊟

略

備考 次の書類を添付すること。（1及び2については2部）

- 1 加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と

事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本）

- 2 心身障害者の住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本）

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により加入者及び心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。
- 3 心身障害者扶養共済制度を脱退し、又は口数を減少する場合には、加入者脱退等届を併せて提出してください。

様式第20号（第16条関係）

心身障害者等死亡届

職 氏 名 様

心身障害者（年金管理者、年金受給権者）が死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項（第3項）の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊟

略

備考 心身障害者（年金管理者、年金受給権者）の住民票の写しを添付すること。

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により心身障害者（年金管理者、年金受給権者）に係る本人確認情報等を利

異なる場合にあっては、戸籍抄本

- 2 心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本

- 3 加入者脱退等届（様式第18号）

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第20号（第16条関係）

心身障害者等死亡届

職 氏 名 様

心身障害者（年金管理者、年金受給権者）が死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項（第3項）の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊟

略

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

用できるときは、添付する必要はありません。

様式第24号（第16条関係）

年金受給権者現況報告

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊞

略

備考 年金受給権者の住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本）を添付すること。

（注）

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

様式第24号（第16条関係）

年金受給権者現況報告

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊞

略

備考 年金受給権者の住民票の写し（ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）を添付すること。

（注）氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。